市議会令和８年第２回定例会

議 案 及 び 議 案 資 料

議案第１号・議案第２号

（第１集）

柏　　市

目　　次

議 案 第　　１ 号　専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）　…… 1

議案第　１号資料　柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について　…… 9

議 案 第　　２ 号　柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について　……２９

議案第　２号資料　柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について　……３９

議案第　１号

専決処分について

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

地方税法の改正に伴い，軽自動車税の環境性能割の廃止，燃費性能等の優れた３輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置の適用期限の延長等を行うため，柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和　８年　３月３１日

柏市長　　太　田　和　美

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

柏市条例第２３号

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例

（柏市税条例の一部改正）

第１条　柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条各号列記以外の部分中「，第８２条の６第１項」を削り，「のあったときは」を「があったときは，」に改め，同条第２号及び第３号中「第８２条の６第１項の申告書，」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び」を削り，「並びに」を「及び」に改め，「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車税は，軽自動車等に対し，その所有者に課する。

第８１条第２項を削り，同条第３項本文中「種別割」を「軽自動車税」に，「，第１項」を「，前項」に，「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め，同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め，同項を同条第２項とする。

第８２条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には，買主を軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。

第８２条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り，同条第３項及び第４項を削る。

第８２条の３から第８２条の８までを削る。

第８３条（見出しを含む。），第８４条（見出しを含む。）及び第８６条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８８条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め，同条

第１項中「種別割」を「軽自動車税」に，「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改め，同条第２項本文中「使用者については」を「使用者にあっては」に，「施行規則第３３号の４の２様式による申告書並びに」を「施行規則第３３号の４様式による申告書，」に改め，同条第３項中「使用者については」を「使用者にあっては」に，「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改める。

第８９条の見出し及び第９０条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９１条の見出し並びに同条第１項各号列記以外の部分及び第２項各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改め，同条第４項及び第５項中「によって種別割」を「により軽自動車税」に改める。

第９２条第２項中「第８１条第３項ただし書又は第８２条の２の規定によって種別割」を「第８２条の２又は第８１条第２項ただし書の規定により軽自動車税」に，「種別割を課されるべき」を「軽自動車税を課されるべき」に改め，同条第７項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第５条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第５条の３の２に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し，同条第１項中「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に，「において，前条第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に，「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め，同条第２項中「附則第５条の３の２第１項」を「附則第５条の３第１項」に改め，同条を附則第５条の３とする。

附則第６条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め，同条第２項中「，附則第５条の３の２第１項」を削る。

附則第８条の２第３項中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１３項」に改め，同条第１５項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改め，同条第１６項中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改める。

附則第８条の３第７項各号列記以外の部分中「附則第１２条第１６項」を「附則第１２条第１７項」に改め，同条第８項各号列記以外の部分中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め，同条第９項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め，同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め，同条第１０項第５号及び第１２項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め，同条第１５項各号列記以外の部分中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め，同条第１６項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第１３条の２から附則第１３条の６までを次のように改める。

第１３条の２から第１３条の６まで　削除

附則第１３条の７の見出し中「の種別割」を削り，同条第１項の表以外の部分中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に，「から第４項まで」を「及び第３項」に改め，「の種別割」を削り，同条第２項の表以外の部分中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め，「の種別割」を削り，同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め，「及び次項」を削り，「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に，「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め，「の種別割」を削り，同条第４項を削る。

附則第１３条の７の２の見出し中「の種別割」を削り，同条第１項中「の種別割」を削り，「から第４項まで」を「又は第３項」に改め，同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１４条の３第３項第２号，第１４条の４第３項第２号及び第１５条第３項第２号中「，附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項」を「及び附則第５条の３第１項」に改める。

附則第１５条の２第１項各号列記以外の部分及び第２項前段中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める。

附則第１６条第５項第２号，第１６条の２第２項第２号及び第１６条の３第２項第２号中「，附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項」を「及び附則第５条の３第１項」に改める。

附則第１６条の３の２第２項第２号及び第５項第２号並びに附則第１６条の３の３第２項第２号及び第５項第２号中「，第５条の３第１項及び第５条の３の２第１項」を「及び第５条の３第１項」に改める。

（柏市都市計画税条例の一部改正）

第２条　柏市都市計画税条例（昭和３１年柏市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１３項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第１６項中「第９項，第１３項から第１７項まで，第１９項，第２０項，第２４項，第２７項，第３１項から第３３項まで，第３６項，第３７項，第４１項若しくは第４４項」を「第８項，第１２項から第１６項まで，第１８項，第１９項，第２３項，第２６項，第３０項から第３２項まで，第３５項，第３６項，第４０項若しくは第４３項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の柏市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は，令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については，な

お従前の例による。

（柏市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　柏市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年柏市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則第５条の表以外の部分中「の種別割」を削る。

議案第１号資料

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について

柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(納税証明事項) 第18条の3　地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は，道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第18条の3　地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は，道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条　納税者又は特別徴収義務者は，第40条，第46条，第46条の3若しくは第46条の6(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)，第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)，第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)，第53条の7，第67条，第82条の6第1項，第84条第2項，第99条第1項若しくは第2項，第103条第2項，第132条第1項，第133条の12第3項又は第141条第1項若しくは第4項に規定する納期限後にその税金を納付し，又は納入金を納入する場合には，当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときはその延長された納期限とする。以下第1号，第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ，第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については，年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し，又は納入書によって納入しなければならない。 (1)　略 (2)　第82条の6第1項の申告書，第99条第1項若しくは第2項の申告書，第132条第1項の申告書又は第141条第1項若しくは第4項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3)　第82条の6第1項の申告書，第99条第1項若しくは第2項の申告書，第132条第1項の申告書又は第141条第1項若しくは第4項の申告	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条　納税者又は特別徴収義務者は，第40条，第46条，第46条の3若しくは第46条の6(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)，第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)，第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)，第53条の7，第67条，第84条第2項，第99条第1項若しくは第2項，第103条第2項，第132条第1項，第133条の12第3項又は第141条第1項若しくは第4項に規定する納期限後にその税金を納付し，又は納入金を納入する場合には，当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは，その延長された納期限とする。以下第1号，第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ，第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については，年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し，又は納入書によって納入しなければならない。 (1)　略 (2)　第99条第1項若しくは第2項の申告書，第132条第1項の申告書又は第141条第1項若しくは第4項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3)　第99条第1項若しくは第2項の申告書，第132条第1項の申告書又は第141条第1項若しくは第4項の申告書でその提出期限後に提出

書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間	したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(4)から(6)まで　略	(4)から(6)まで　略
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第33条　略	第33条　略
2　略	2　略
3　法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は，当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	3　法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の8において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は，当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
4から6まで　略	4から6まで　略
(軽自動車税の納税義務者等)	(軽自動車税の納税義務者等)
第81条　軽自動車税は，3輪以上の軽自動車に対し，当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって，軽自動車等に対し，当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。	第81条　軽自動車税は，軽自動車等に対し，その所有者に課する。
2　前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には，法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。	
3　軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には，第1項の規定にかかわらず，その使用者に課する。ただし，公用又は公共の用に供する軽自動車等については，これを課さない。	2　軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には，前項の規定にかかわらず，当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし，公用又は公共の用に供する軽自動車等については，この限りでない。
(軽自動車税のみなす課税)	(軽自動車税のみなす課税)
第82条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には，軽自動車税の賦課徴収については，買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。	第82条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には，買主を軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。
2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について，買主の変更があったときは，新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。	2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について，買主の変更があったときは，新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。
3　法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が，その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について，当該販売業者等が，法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われ	

た場合を除く。)には，当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして，環境性能割を課する。

4　法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が，当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には，当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして，環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第82条の3　環境性能割の課税標準は，3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第82条の4　次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は，当該各号に定める率とする。

(1)　法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの　100分の1

(2)　法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの　100分の2

(3)　法第451条第3項の規定の適用を受けるもの　100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第82条の5　環境性能割の徴収については，申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第82条の6　環境性能割の納税義務者は，法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ，当該各号に定める時又は日までに，施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに，その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2　3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は，法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める時又は日までに，施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第82条の7　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し，又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には，その者に対し，10万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は，情状により，市長が定める。

3　第1項の過料を徴収する場合において発する

納入通知書に指定すべき納期限は，その発付の日から10日以内とする。	
(環境性能割の減免)	
第82条の8　市長は，公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第91条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては，環境性能割を減免する。	
2　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については，規則で定める。	
(種別割の税率)	(軽自動車税の税率)
第83条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は，1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。	第83条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は，1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)から(3)まで　略	(1)から(3)まで　略
(種別割の賦課期日及び納期)	(軽自動車税の賦課期日及び納期)
第84条　種別割の賦課期日は，4月1日とする。	第84条　軽自動車税の賦課期日は，4月1日とする。
2　種別割の納期は，5月16日から同月31日までとする。	2　軽自動車税の納期は，5月16日から同月31日までとする。
(種別割の徴収の方法)	(軽自動車税の徴収の方法)
第86条　種別割は，普通徴収の方法によって徴収する。	第86条　軽自動車税は，普通徴収の方法によって徴収する。
(種別割に関する申告又は報告)	(軽自動車税に関する申告又は報告)
第88条　種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は，軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に，軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書，原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	第88条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は，軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に，軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書，原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
2　前項の申告書を提出した者は，当該申告事項について変更があった場合においては，その事由が生じた日から15日以内に，当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，次項の規定により申告書を提出すべき場合については，この限りでない。	2　前項の申告書を提出した者は，当該申告事項について変更があった場合においては，その事由が生じた日から15日以内に，当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書，原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，次項の規定により申告書を提出すべき場合については，この限りでない。
3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は，軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に，軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の	3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は，軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に，軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様

2様式による申告書，原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4　略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第89条　略

(種別割の減免)

第90条　市長は，公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては，種別割を減免する。

2　前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し，これを市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで　略

3　第1項の規定により種別割の減免を受けた者は，その事由が消滅した場合には，直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条　市長は，次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては，種別割を減免する。

(1)及び(2)　略

2　前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，市長に対し，身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により，戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては，戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)，厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第

式による申告書，原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4　略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第89条　略

(軽自動車税の減免)

第90条　市長は，公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては，軽自動車税を減免する。

2　前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し，これを市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで　略

3　第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は，その事由が消滅した場合には，直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第91条　市長は，次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては，軽自動車税を減免する。

(1)及び(2)　略

2　前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，市長に対し，身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により，戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては，戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)，厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同

4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに，次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略	条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに，次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略
3　略	3　略
4　第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，市長に対し，当該軽自動車等の提示(市長が，当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には，当該書類の提出)をするとともに，前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	4　第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は，納期限前7日までに，市長に対し，当該軽自動車等の提示(市長が，当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には，当該書類の提出)をするとともに，前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
5　前条第3項の規定は，第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。	5　前条第3項の規定は，第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第92条　略	(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第92条　略
2　法第445条若しくは第81条第3項ただし書又は第82条の2の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は，その主たる定置場が市内に所在することとなったときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，標識交付申請書を提出し，かつ，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして，その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条第3項ただし書又は第82条の2の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても，また，同様とする。	2　法第445条若しくは第82条の2又は第81条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は，その主たる定置場が市内に所在することとなったときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，標識交付申請書を提出し，かつ，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして，その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第82条の2又は第81条第2項ただし書の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても，また，同様とする。
3から6まで　略	3から6まで　略
7　第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し，若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，その標識及び証明書を返納しなければならない。	7　第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し，若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，その標識及び証明書を返納しなければならない。
8及び9　略	8及び9　略
附　則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)	附　則

第5条の3　平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては，法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
2　前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については，第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と，同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。	
3　第1項の規定は，市民税の所得割の納税義務者が，当該年度の初日の属する年の3月15日までに，施行規則で定めるところにより，同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を，市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り，適用する。	
	(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
第5条の3の2　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第5条の3　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には，法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2　前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については，第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と，第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。	2　前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については，第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と，第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条　昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第6条第4項に規定する場合において，第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第6条　昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第6条第4項に規定する場合において，第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り，法附則第6条第5項に規定する場合において，第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは，その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は，第33条から第34条の3まで，第34条の5から第34条の7まで，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項，附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず，法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り，法附則第6条第5項に規定する場合において，第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは，その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は，第33条から第34条の3まで，第34条の5から第34条の7まで，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず，法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
3　略	3　略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の2　略	第8条の2　略
2　略	2　略
3　法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は，5分の3とする。	3　法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は，5分の3とする。
4から14まで　略	4から14まで　略
15　法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。	15　法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。
16　法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。	16　法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。
17及び18　略	17及び18　略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の3　略	第8条の3　略
2から6まで　略	2から6まで　略
7　法附則第15条の8第4項の家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	7　法附則第15条の8第4項の家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)から(3)まで　略	(1)から(3)まで　略

8　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	8　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)から(6)まで　略	(1)から(6)まで　略
9　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)から(3)まで　略	(1)から(3)まで　略
(4)　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所，氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4)　令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所，氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5)　略	(5)　略
(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等，居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等，居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7)　略	(7)　略
10　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	10　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)から(4)まで　略	(1)から(4)まで　略
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
(6)　略	(6)　略
11　略	11　略
12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)から(4)まで　略	(1)から(4)まで　略
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び	(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び

令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6)　略 13及び14　略 15　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し，建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略 16　法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第13条の2　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は，当分の間，第1章第2節の規定にかかわらず，県が，自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により，行うものとする。 2　県知事は，当分の間，前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し，3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 3　県知事は，当分の間，第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき，その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第82条の6第1項の納期限(納期限の延長があった	令附則第12条第32項に規定する補助金等 (6)　略 13及び14　略 15　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し，建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略 16　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略 第13条の2から第13条の6まで　削除

ときは，その延長された納期限)後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして，軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は，同項の不足額に，これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第13条の2の2　市長は，当分の間，県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては，軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3　市長は，当分の間，第82条の8の規定にかかわらず，県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては，軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の4　第82条の6の規定による申告納付については，当分の間，同条中「市長」とあるのは，「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の5　市長は，県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため，法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を，徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6　営業用の3輪以上の軽自動車に対する第82条の4の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1

第3号	100分の3	100分の2

2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第82条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については，当分の間，同号中「100分の3」とあるのは，「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条の7　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については，当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3　法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り，同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と，同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4　法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き，営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り，同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と，同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条の7　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第83条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については，当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3　法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，令和8年度分の軽自動車税に限り，同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と，同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第13条の7の2　市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	第13条の7の2　市長は，軽自動車税の賦課徴収に関し，3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
2　市長は，納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限(納期限の延長があったときは，その延長された納期限)後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして，軽自動車税の種別割に関する規定(第88条及び第89条の規定を除く。)を適用する。	2　市長は，納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第84条第2項の納期限(納期限の延長があったときは，その延長された納期限)後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして，軽自動車税に関する規定(第88条及び第89条の規定を除く。)を適用する。
3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は，同項の不足額に，これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は，同項の不足額に，これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)
第14条の3　略	第14条の3　略
2　略	2　略
3　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4　略 2　略 3　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　略 4　略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条　略 2　略 3　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4　略 2　略 3　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　略 4　略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条　略 2　略 3　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2　昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は，前条第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。	第15条の2　昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は，前条第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。
(1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
2　前項の規定は，昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において，当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において，当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは，当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	2　前項の規定は，昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において，当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において，当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは，当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3　略	3　略
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第16条　略	第16条　略
2から4まで　略	2から4まで　略
5　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。	5　第1項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，	(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは

第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第16条の2　略	第16条の2　略
2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略
(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第16条の3　略	第16条の3　略
2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項，附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項，附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3の2　略

2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで　略

3及び4　略

5　第3項後段の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで　略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3の3　略

2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第1

第16条の3の2　略

2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで　略

3及び4　略

5　第3項後段の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで　略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3の3　略

2　前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第1項の規定による市

項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略
3及び4　略	3及び4　略
5　第3項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。	5　第3項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項，第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の5から第34条の7まで，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については，第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項前段，第34条の7，第34条の8第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と，第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略
6　略	6　略

柏市都市計画税条例（昭和３１年柏市条例第１５号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
附　則	附　則
(法附則第15条第14項の条例で定める割合)	(法附則第15条第13項の条例で定める割合)
2　法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は，5分の3とする。	2　法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は，5分の3とする。
(法附則第15条第32項の条例で定める割合)	(法附則第15条第31項の条例で定める割合)
3　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は，3分の2とする。	3　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は，3分の2とする。
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
4　法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成	4　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18

18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 14及び15　略 16　法附則第15条第1項，第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第2条第2項中「又は第33項」とあるのは，「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで　略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 14及び15　略 16　法附則第15条第1項，第8項，第12項から第16項まで，第18項，第19項，第23項，第26項，第30項から第32項まで，第35項，第36項，第40項若しくは第43項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第2条第2項中「又は第33項」とあるのは，「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

柏市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年柏市条例第２１号）新旧対照表（附則第３条関係）

改正前	改正後
附　則 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条及び第4条　略 第5条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る柏市税条例第83条及び附則第13条の7の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略	附　則 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条及び第4条　略 第5条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る柏市税条例第83条及び附則第13条の7の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略

議案第　２号

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　８年　６月　３日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

地方税法の改正に伴い，固定資産税の免税点を引き上げるとともに，改修特別特定建築物に係る固定資産税の税額の特例に係る割合を定めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例

（柏市税条例の一部改正）

第１条　柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３４条の６第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き，」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め，「。次条第１項において同じ」を削り，同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は，公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって，特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号

において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって，障害者，寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め，同項を同条第６項とし，同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め，同項を同条第５項とし，同条第３項を同条第４項とし，同条第２項中「前項」を「第１項」に，「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に，「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が，法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「土地にあつては」を「土地又は家屋にあっては」に改め，「，家屋にあつては２０万円」を削り，「あつては１５０万円」を「あっては１８０万円」に改める。

附則第４条中「から令和９年度まで」を「以後」に，「同条第１項」を「同項」に改める。

附則第５条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に，「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第５条の４中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第７条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第８条の２第４項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に，「２分の１」を「３分の１」に改め，同条第５項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に，「２分の１」を「３分の１」に改め，同条第６項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に，「２分の１」を「３分の１」に改め，同条第７項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に，「２分の１」を「３分の１」に改め，同条第８項を削り，同条第９項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に，「１２分の７」を「２分の１」に改め，同項を同条第８項とし，同条第１０項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に，「１２分の７」を「２分の１」に改め，同項を同条第９項とし，同条第１１項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２４項第４号」に改め，同項を同条第１０項とし，同条中第１２項から第１４項までを削り，第１５項を第１１項とし，第１６項から第１８項までを４項ずつ繰り上げ，同条に次の１項を加える。

１５　法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は，３分の１とする。

附則第８条の３第１６項各号列記以外の部分中「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め，同項第３号中「第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第１５条の２第２項前段中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に改め，同項後段中「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め，同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において，所得割の納税義務者が，租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害

対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは，当該土地等の譲渡は，第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（柏市都市計画税条例の一部改正）

第２条　柏市都市計画税条例（昭和３１年柏市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び第３項中「市町村の」を削る。

附則第１８項を附則第１９項とし，附則第１７項を附則第１８項とし，附則第１６項を附則第１７項とする。

附則第１５項中「附則第５項及び第７項」を「附則第６項及び第８項」に，「附則第５項及び第８項」を「附則第６項及び第９項」に，「附則第６項，第８項及び第９項」を「附則第７項，第９項及び第１０項」に，「附則第８項から第１０項まで」を「附則第９項から第１１項まで」に，「附則第１１項から第１３項まで」を「附則第１２項から第１４項まで」に，「附則第１２項」を「附則第１３項」に改め，同項を附則第１６項とする。

附則第１４項の前の見出しを削り，同項を附則第１５項とし，同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第１３項を附則第１４項とし，附則第１２項を附則第１３項とする。

附則第１１項の前の見出しを削り，同項を附則第１２項とし，同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第１０項を附則第１１項とする。

附則第９項中「附則第５項」を「附則第６項」に改め，同項を附則第１０項とする。

附則第８項中「附則第５項」を「附則第６項」に改め，同項を附則第９項とする。

附則第７項中「附則第５項」を「附則第６項」に改め，同項を附則第８項とする。

附則第６項を附則第７項とする。

附則第５項の前の見出しを削り，同項を附則第６項とし，同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第４項各号列記以外の部分中「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め，同項第３号中「第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）」に改め，同項を附則第５項とし，附則第３項の次に次の１項を加える。

（法附則第１５条の１１第１項の条例で定める割合）

４　法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は，３分の１とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中柏市税条例附則第４条の改正規定（「同条第１項」を「同項」に改める部分に限る。）並びに同条例附則第８条の２及び第８条の３第１６項の改正規定並びに第２条の規定並びに附則第３条第２項及び第３項並びに第４条の規定　公布の日

(2) 第１条中柏市税条例第３６条の２第１項ただし書，第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに同条例附則第４条の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び同条例附則第５条の３第１項の改正規定並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

(3) 第１条中柏市税条例第６３条の改正規定及び附則第３条第１項の規定　令和９年４月１日

(4) 第１条中柏市税条例第３４条の６第２項の改正規定並びに同条例附則第５条の４，第７条の２及び第１５条の２の改正規定並びに次条第３項の規定　令和１０年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の柏市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は，前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し，同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第１条の規定による改正前の柏市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については，なお従前の例による。

２　前条第２号に掲げる規定による改正後の柏市税条例附則第５条の３第１項及び第２項の規定は，市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例

増改築等をした家屋を含み，当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し，市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については，なお従前の例による。

３　新条例附則第１５条の２第４項の規定は，市民税の所得割の納税義務者が前条第４号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１５条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例第６３条の規定は，令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和８年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

２　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

３　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資

産税については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

議案第２号資料

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について

柏市税条例（昭和３０年柏市条例第１４号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第34条の6　略 2　前項の特例控除額は，法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに，施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)，同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。	(寄附金税額控除) 第34条の6　略 2　前項の特例控除額は，法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに，施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)，同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。

2から9まで　略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き，合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)及び(4)　略

2から4まで　略

5　給与所得者は，第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該申告書の提出に代えて，当該給与支払者に対し，当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6　略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有す

2から9まで　略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)及び(4)　略

2から4まで　略

5　給与所得者は，第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該申告書の提出に代えて，当該給与支払者に対し，当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6　略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3　次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は，公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

る者であって，合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。	
(1)　当該公的年金等支払者の名称	(1)　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
(2)　特定配偶者の氏名	(2)　法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
(3)　扶養親族又は特定親族の氏名	(3)　法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって，障害者，寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
(4)　その他施行規則で定める事項	2　前項の規定による申告書の記載事項は，次に掲げる事項とする。

	(1)　公的年金等支払者の名称 (2)　公的年金等受給者が，法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨 (3)　特定配偶者の氏名 (4)　扶養親族又は特定親族の氏名 (5)　その他施行規則で定める事項
2　前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは，公的年金等受給者は，当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り，施行規則で定めるところにより，前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	3　第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは，公的年金等受給者は，当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り，施行規則で定めるところにより，第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。
3　略	4　略
4　公的年金等受給者は，第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該申告書の提出に代えて，当該公的年金等支払者に対し，当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	5　公的年金等受給者は，第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該申告書の提出に代えて，当該公的年金等支払者に対し，当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5　前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については，同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と，「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と，「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	6　前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については，同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と，「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と，「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(固定資産税の免税点) 第63条　同一の者についてその者の所有に係る土地，家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円，家屋にあつては20万円，償却資産にあつては150万円に満たない場合においては，固定資産税を課さない。	(固定資産税の免税点) 第63条　同一の者についてその者の所有に係る土地，家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円，償却資産にあっては180万円に満たない場合においては，固定資産税を課さない。
附　則	附　則
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第4条　平成30年度から令和9年度までの各年度	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第4条　平成30年度以後の各年度分の個人の市民

分の個人の市民税に限り，法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として，同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には，法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4　第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第14条の3第1項，附則第14条の4第1項，附則第15条第1項，附則第16条第1項，附則第16条の2第1項，附則第16条の2の2第1項又は附則第16条の3第1項の規定の適用を受けるときは，第34条の6第2項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第7条　略

第7条の2　当分の間，所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し，かつ，当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には，法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を，第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

税に限り，法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として，同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3　平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には，法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の4　第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第14条の3第1項，附則第14条の4第1項，附則第15条第1項，附則第16条第1項，附則第16条の2第1項，附則第16条の2の2第1項又は附則第16条の3第1項の規定の適用を受けるときは，第34条の6第2項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第7条　略

第7条の2　当分の間，所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し，かつ，当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には，法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，第34条の6

	第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の2　略	第8条の2　略
2及び3　略	2及び3　略
4　法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。	4　法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。
5　法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。	5　法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。
6　法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。	6　法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。
7　法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。	7　法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。
8　法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，14分の11とする。	
9　法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，12分の7とする。	8　法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。
10　法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，12分の7とする。	9　法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，2分の1とする。
11　法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，12分の7とする。	10　法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，12分の7とする。
12　法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。	
13　法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。	
14　法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。	
15　略	11　略
16　略	12　略
17　略	13　略
18　略	14　略
	15　法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の3　略	第8条の3　略
2から15まで　略	2から15まで　略

16　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)から(6)まで　略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2　略

2　前項の規定は，昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において，当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において，当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは，当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3　略

16　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)から(6)まで　略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2　略

2　前項の規定は，昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において，当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において，当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは，当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3　略

4　第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において，所得割の納税義務者が，租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急

	傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは，当該土地等の譲渡は，第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

柏市都市計画税条例（昭和３１年柏市条例第１５号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
附　則	附　則
(法附則第15条第13項の条例で定める割合)	(法附則第15条第13項の条例で定める割合)
2　法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は，5分の3とする。	2　法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は，5分の3とする。
(法附則第15条第31項の条例で定める割合)	(法附則第15条第31項の条例で定める割合)
3　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は，3分の2とする。	3　法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。
	(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)
	4　法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。
(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
4　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	5　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について，同項の規定の適用を受けようとする者は，同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
(3)　家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別	(3)　家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別
(4)から(6)まで　略	(4)から(6)まで　略
(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5　略	6　略
6　略	7　略
7　附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は，当該宅地等調整都市計画税額が，当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは，当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には，附則第5項の規定にかかわらず，当該都市計画税額とする。	8　附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は，当該宅地等調整都市計画税額が，当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは，当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には，附則第6項の規定にかかわらず，当該都市計画税額とする。
8　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は，附則第5項の規定にかかわらず，当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは，当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	9　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は，附則第6項の規定にかかわらず，当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは，当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
9　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は，附則第5項の規定にかかわらず，当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは，当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	10　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は，附則第6項の規定にかかわらず，当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは，当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
10　略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	11　略 (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
11　略	12　略
12　略	13　略

13　略	14　略
(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
14　略	15　略
15　附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に，附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に，附則第6項，第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に，附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに，同項の「農地」とは法附則第17条第1号に，同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に，附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に，附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。	16　附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に，附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に，附則第7項，第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に，附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに，同項の「農地」とは法附則第17条第1号に，同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に，附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に，附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
16　略	17　略
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
17　略	18　略
(沼南町との合併に伴う経過措置)	(沼南町との合併に伴う経過措置)
18　略	19　略